

○石巻市地域づくり基金事業の実施及び助成金の交付に関する要綱

平成17年8月1日告示第421号

改正

平成20年2月27日告示第37号

令和2年3月25日告示第111号

石巻市地域づくり基金事業の実施及び助成金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石巻市地域づくり基金条例(平成17年石巻市条例第308号)第1条の規定により設置された石巻市地域づくり基金(以下「基金」という。)を活用した事業の実施及び助成金の交付について、石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年石巻市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業及び助成対象事業)

第2条 市長は、基金の運用益等を活用して、次に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)を実施し、又はその助成を行うものとする。

- (1) 住民自治機能の充実や住民自治の中心的役割を担う人材の育成を図る事業
- (2) 震災の記憶の継承や犠牲者の追悼など、震災伝承を図る事業
- (3) 防災や防犯の意識を高めることにより、安心・安全なまちづくりを図る事業
- (4) 地域環境の美化や緑化推進により、生活環境の向上を図る事業
- (5) 子育て、介護及び医療に対する支援の推進など、福祉や健康の向上に資する事業
- (6) 地域資源の活用により、産業経済の活性化を図る事業
- (7) スポーツや生涯学習の推進により、いきいきとした市民生活の実現を図る事業
- (8) こどもの学習・体験・交流の活動等を通じて、青少年の健全な育成を図る事業
- (9) 地域の伝統文化の発掘や継承、普及及び芸術振興に資する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化及び地域課題の解決に資する事業

2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

- (1) 国、県、市等の他の助成金等の交付を受けている、又は過去に交付を受けたことがある場合
 - (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみ帰属する場合
 - (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
 - (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする場合
 - (5) 前項に規定する事業が地区住民の親睦会的事業である場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成対象事業として適当でないと認める場合
- (助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、市内に活動の拠点を有し、かつ、次の各号に掲げるすべてを満たす団体とする。

- (1) 2人以上で組織していること。

- (2) 規約、会則等組織に関する定めがあること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象経費としない。

- (1) 団体の経常的運営経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成することが適当でない認められる経費

(助成率等)

第5条 助成対象経費に占める助成金の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(1) 自治会（町内会、区会等市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。次号において同じ。）が第2条第1項に掲げる事業を実施する場合 助成対象経費の10分の10以内

(2) 自治会以外の団体が第2条第1項に掲げる事業を実施する場合 助成対象経費の10分の7以内

(助成金額の上限)

第6条 助成金の額の上限は、1団体につき30万円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、石巻市地域づくり基金事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、石巻市地域づくり基金事業助成金交付決定通知書（様式第2号）又は石巻市地域づくり基金事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の適否を決定するに当たっては、申請団体による公開プレゼンテーションの結果について報告を受けた上で決定するものとする。

3 同一団体への助成金の交付は、1年度1回とする。

(事業の変更等)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、助成対象事業

の変更又は廃止をしようとするときは、石巻市地域づくり基金事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、助成対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、石巻市地域づくり基金事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）又は石巻市地域づくり基金事業変更（廃止）不承認通知書（様式第6号）により交付団体に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付団体は、事業完了後1月以内に石巻市地域づくり基金事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、交付団体に対し、事業の実績、内容等について、報告会等で報告を求めることができる。

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、石巻市地域づくり基金事業助成金交付額確定通知書（様式第8号）により、交付団体に通知するものとする。

（助成金の交付等）

第12条 助成金は前条の規定による助成金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 交付団体は、助成金を請求しようとするときは、石巻市地域づくり基金事業助成金精算（概算）払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、交付団体に助成金の返還を命ずることができる。

（助成金の経理）

第15条 交付団体は、助成金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整理の上、助成対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保

存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(石巻市地域づくり基金事業認定審査委員会設置要綱の廃止)

2 石巻市地域づくり基金事業認定審査委員会設置要綱 (平成17年石巻市告示第462号) は、廃止する。

附 則 (令和2年3月25日告示第111号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の石巻市地域づくり基金事業の実施及び助成金の交付に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後の助成金の申請から適用し、この告示の施行の日前に申請のあった助成金については、なお従前の例による。